

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>行田市は、生活保護法(昭和25年法律第144号、以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局通知)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施に関する事務及び法に準じて行う保護の実施に関する事務 ・保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務及び法に準じて行う保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始または職権による保護の変更に関する事務及び法に準じて行う職権による保護の開始または職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止または廃止に関する事務及び法に準じて行う保護の停止または廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務及び法に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務及び法に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務及び法に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務及び法に準じて行う徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム ・レセプト管理システム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第15条 ・法 第34条第5項、第6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下、「令和6年省令第9号」という。) 第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172の各項 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号、別表 第23項 ・令和6年省令第9号 第2条第42、43、161、162の各項 <p><独自利用事務における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部福祉課 電話048-556-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に際しての住基の閲覧においては、複数人で確認を行ったうえで、システムへ転記(入力)している。なお、作業については、人為的ミスの防止策として作成した作業マニュアルを用いることで、事務取扱担当者間で共有している。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。これにより、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを取り扱う作業端末へは、アクセス可能な職員を限定しており、使用する際は、指紋認証及びパスワードの入力を必要としている。併せて、個人情報を含むUSBメモリについては、使用管理簿への記入を徹底している。これにより、権限のない者による不正使用のリスク対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉課長 江利川 芳治	福祉課長 夏目 真利	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉課長 夏目 真利	課長	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号361-8601 行田市本丸2番5号	郵便番号361-8601 行田市本丸2番5号	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/4/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/4/1	2021/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	行田市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	行田市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別す	事後	・生活保護法の改正 ・進学・就職準備給付金に係
令和6年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 生活保護システム	・生活保護システム	事後	・医療扶助オンライン資格確認
令和6年9月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	2. 団体内統合宛名システム	・団体内統合宛名システム	事後	・番号法関係法令の改正 ・医療扶助オンライン資格確
令和6年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・番号法 第9条第1項 別表23の項 <番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	・番号法関係法令の改正 ・医療扶助オンライン資格確
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二	<情報提供の根拠> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年11月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年9月1日時点	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年9月1日時点	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載
令和8年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	行田市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別す	行田市は、生活保護法(昭和25年法律第144号、以下「法」という。)、行政手続における特定	事後	
令和8年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法 第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	・番号法 第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和8年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	<情報提供の根拠> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の	<情報提供の根拠> ・番号法 第19条第8号	事後	